



ご加入時に加入資格を満たしていたか確認の為、本年10月頃以降中小機構より小規模企業共済の全契約者様へ「加入資格確認書」の送付が行われる予定です。近年 契約締結後に加入資格が無かったことが判明し、ご加入時にさかのぼって契約締結が取り消しとなる事案が増加している為、昭和40年に小規模企業共済が始まって以来初めて加入資格の確認が行われることとなりました。「加入資格確認書」等によりご加入時に加入資格が無いことが判明した場合、契約締結が取り消しとなるだけでなく、既に掛金控除を適用して確定申告された分については修正申告（納税）が必要な場合があります。

ご加入時点において、例として以下のような方であった場合は加入資格がありませんので特にご留意下さい。

1. 事業を兼業している給与所得者（例：不動産貸付業を営むサラリーマン）
2. 会社等の役員とみなされる方であっても、商業登記簿謄本に役員登記されていない方
3. 中退金、建退共、清退共、林退共の被共済者である方

※以上は代表例です。（ご回答の際は「加入資格確認書」の内容をよくご確認頂き、慎重にご回答下さい。）

本件のお問合せ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室（小規模企業共済）

TEL：050-5541-7171（平日9時～17時）

※本周知は小規模企業共済にご加入中の会員様への情報発信を目的として

おります。既に本年10月頃以降に中小機構より加入資格確認書が到着し、

中小機構へご回答がお済みでしたらご容赦下さい。

（以上）